

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 22 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」
等に関する Q & A について

診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の学校又は養成所については、「診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年厚生労働省令第 119 号）、
「臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令」（令和 3 年文部科学省・厚生労働省令第 4 号）及び「臨床工学技士学校養成所指定規則の一部を改正する省令」（令和 4 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号）が公布され、これらの省令により改正された各学校養成所指定規則等による教育内容（以下「新たな教育内容」という。）を含んだ教育が令和 4 年度（臨床工学技士は令和 5 年度）以降実施されており、令和 6 年度には新たな教育内容を含む診療放射線技師国家試験及び臨床検査技師国家試験が、令和 7 年度には新たな教育内容を含む臨床工学技士国家試験が実施されます。

また、令和 6 年度（臨床工学技士は令和 7 年度）以降実施される新たな教育内容を含むそれぞれの国家試験に合格した者及び研修に関する留意事項については、「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」（令和 3 年 7 月 9 日付け医政発 0709 第 7 号厚生労働省医政局長通知。以下「通知」という。）によりお示ししているところですが、今般、下記のとおり、通知に関する質疑応答集（Q & A）について取りまとめましたので、貴職におかれましては、その内容を御了知いただくとともに、貴管下の養成所、関係機関、関係団体等に対して広く周知をお願いいたします。

記

Q 1 令和 4 年度（臨床工学技士は令和 5 年度）以降に入学した学生は、それぞれの免許取得後、令和 3 年度の各資格法の改正等による業務範囲の見直しにより新たに業務範囲に追加された行為を行おうとするには、あらかじめ、研修を受ける必要があるか。

A 1 新たな教育内容を教授されていることから、研修を受ける必要はない。

Q 2 令和3年度（臨床工学技士は令和4年度）以前に入学した者であって、令和6年4月1日（臨床工学技士は令和7年4月1日）前に免許を受けたもの及び同日前に国家試験に合格した者であって同日以降に免許を受けたものは、新たに業務範囲に追加された行為を行おうとするには、あらかじめ、研修を受ける必要があるか。

A 2 新たな教育内容を修得しておらず、また、新たな教育内容を含む国家試験に合格していないことから、あらかじめ、研修を受ける必要がある。

Q 3 令和3年度（臨床工学技士は令和4年度）までに入学し、令和6年度（臨床工学技士は令和7年度）以降に国家試験を受験する者（留年、休学又は停学した者を含む。）は国家試験の受験するにあたり、あらかじめ、研修を受ける必要があるか。

A 3 新たな教育内容を修得していないことから、あらかじめ、研修を受けること。

なお、各学校養成所において学生等に教育上の不公平が生じないように、可能な限り研修を受ける機会を設けるとともに、学生等に対し研修を受けるよう働きかけること。

Q 4 令和3年度（臨床工学技士は令和4年度）までに入学した者であって、令和5年度（臨床工学技士は令和6年度）までに卒業したものは、令和6年度（臨床工学技士は令和7年度）以降の国家試験を受験するにあたり、あらかじめ、研修を受ける必要があるか。

A 4 新たな教育内容を修得していないことから、あらかじめ、研修を受けること。

なお、各学校養成所において学生等に教育上の不公平が生じないように、可能な限り研修を受ける機会を設けるとともに、学生等に対し研修を受けるよう働きかけること。

Q 5 Q 3 及び Q 4 に該当する者（以下「学生等」という。）であるが、令和6年度（臨床工学技士は令和7年度）以降の国家試験の受験するにあたって、あらかじめ、研修を受けることができない場合はどうすればよい。

A 5 新たな教育内容を修得していないことから、あらかじめ、研修を受けるべきものであること。

ただし、各学校養成所において学生等に教育上の不公平が生じないように、可能な限り研修を受ける機会を設けるとともに、学生等に対し研修を受けるよう働きかけた上で、あらかじめ研修を受けることができない特別な事情がある場合は、この限りではない。

Q 6 令和6年度（臨床工学技士は令和7年度）以降に国家試験の受験を出願するにあたり、受験願書に研修の修了証を添えて提出する必要があるか。

A 6 不要である。